

平成29年度高齢者起業支援事業 募集要項（第2次募集）

兵庫県では、高齢者の生きがいの創造や地域の活性化を促進するため、60歳以上の県民のみで構成される団体（設立予定の団体を含む）が、長年培った知識、経験、技術を活かし、地域社会に貢献する有償サービスの提供等の事業を新たに始める際に、事業の立ち上げに要する経費を補助します。

詳しくは次のとおりです。皆さまのご応募をお待ちしています。

項目	内 容	
補助対象事業	<p>対象事業は、60歳以上の県民のみで構成される2名以上の団体による、次の①～④の全てに該当し、かつ継続的に実施する事業です。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① <u>これから新たに始める事業</u></p> <p>② 自らの生きがいを高めるための事業</p> <p>③ 長年培った知識・経験・技能を生かした社会に貢献するための事業</p> <p>④ 地域の課題を発見し、解決する事業</p> </div> <p>【想定される事業例】「生涯学習教室の開催」、「地域見守り活動」 など</p>	
応募資格	<p>次の①～③の全てにあてはまる必要があります。</p> <p>① <u>60歳以上の県民のみで構成される団体</u>（設立予定含む）であること。 ※ 個人（1人）での活動や、無償で行うボランティア活動は補助対象外です。 また、<u>団体構成員は60歳以上のみであることが必要</u>ですが、団体構成員以外に、支援者等として60歳未満の方がおられる場合もご応募いただけます。</p> <p>② 当該事業を継続して実施する能力を有すること。</p> <p>③ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p>	
応募条件	<p>① 団体及び事業内容が、上記「補助対象事業」、「応募資格」を満たしていること。</p> <p>② 実施地区の市町及び社会福祉協議会等と連携して事業を実施できること。</p> <p>③ 県による補助終了後も、自主運営等により事業を継続すること。</p>	
募集期間	平成29年10月10日（火）～11月 10日（金） ※必着	
応募書類	<p>① 高齢者起業支援事業実施計画書（様式第1号）</p> <p>② 収支予算書（別紙1-①）</p> <p>③ 補助金所要額調書（別紙1-②）</p> <p>④ 収支計画表（別紙1-③）</p> <p>⑤ 団体の概要等に関する資料（団体の沿革、体制、予算、活動内容の資料、会員名簿、会員全員の住所及び年齢がわかる資料（運転免許証や保険証の写し等））</p> <p>※ ①～④は、兵庫県のホームページにも掲載しています。</p> <p>※ 各書類の記入もれや、添付書類のもれなどの不備があった場合は、不採択となります。もれないよう、提出前によく確認してください。</p>	
	提出部数	正本1部（資料はすべてA4サイズとしてください）
	提出方法	募集期間内に、裏面に記載の提出先まで郵送または持参により提出してください。また、応募書類は返却いたしません。 また、応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
補助予定団体数	11団体 ※審査の上、決定します。	

項目	内 容	
審 査	審査方法	① 募集期間終了後、提出いただいた書類の内容を審査し、採択の可否を決定します。 ② 審査結果は応募者全員に通知します。
	審査基準	① 業務遂行能力、事業内容の実現性などを総合的に評価します。 ② 次の場合には、審査にあたり優先的に取り扱うことがあります。 ・実施地区の市町及び社会福祉協議会との連携が優れている場合 ・実施地区内の地域サポート事業（安心地区）、地域サポート型施設（特養等）と連携されている場合
補助期間・補助限度額等	① 補助期間 ② 補助金額 ③ 補助率	補助事業採択通知日から平成30年3月31日まで 1団体あたり100万円を上限とします（消費税を含む） 補助対象経費の10/10
補助対象経費	<p>事業の立ち上げに必要と認められる、次の①～③を全て満たす経費です。</p> ① 使用目的が事業の立上げに必要なものと明確に特定できる経費 ② 採択日以降、補助期間内の契約・発注により発生した経費 ③ 証拠書類（請求書及び領収証等）により金額・支払いが確認できる経費 <p>【補助対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の開設に必要な家具、事務機器、文房具類の購入費用 ・事業の立ち上げの際の広告作成などのPR費用 ・事業の立ち上げの際のPRに係る郵送費用 など <p>※人件費、事務所賃料等の経常経費は対象外です。</p>	
事業実施状況の確認	① 補助対象期間中は、必要に応じて、事業の実施状況を報告していただきます。 ② 事業の継続状況を把握するため、補助期間終了後3年間（平成30～32年度）の事業実施状況について、年1回、報告書を提出していただきます。	
留意事項	① 補助金は原則として、事業実施状況確認後の精算払いとします。但し、団体の財政状況等によっては、事前に概算額を支払い、補助期間終了後、実績に基づいて補助金額を精算することも可能です。 ② 不適切な執行があった場合には、支払った補助金の全額又はその一部を返還していただき、併せて違約金をお支払いいただきます。 ③ 補助期間内に、団体が事業を断念又は中止せざるを得ない状況になった場合は、速やかに届出いただき、補助金を精算していただきます。	

ご不明な点等がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください

ご提出・お問い合わせ先

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県健康福祉部 少子高齢局 高齢対策課 企画調整班 担当：鬼城

TEL：078-341-7711 内線2736 FAX：078-362-9470